

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()
連 結 年 度	・	・		

別表三の二付表二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算							
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4			
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算							
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (23)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((23)-(5)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(5)のいずれか少ない金額)	6		(6) の 15 % 相 当 額	9			
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (23) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10			
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算							
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「54」の②)	11	住 民 税 額 の 計 算	別表一の二「5」+「7」及び「10」の外 書」のうち帰せられる金額	24		
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	12		個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	25		
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	13		連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (24) + (25) - (別表一の二「12」のうち帰せ られる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別 表六の二(十)「19」 - 別表六の二(十一) 「10」 - 別表六の二(十二)「19」 - 別表六の 二(十三)「20」 - 別表六の二(二十)「19」 - 別表六の二(二十一)「20」 - 別表六の二(二十五) 「25」 - 別表六の二(二十六)「11」)	26		
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14		連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (24) + (25) - (別表一の二「12」のうち帰せら れる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別表六の二(六) 付表「17」 - 別表六の二(七)付表「11」 - 別表六の 二(八)付表「6」 - 別表六の二(十)「19」 - 別表六 の二(十一)「10」 - 別表六の二(十二)「19」 - 別表 六の二(十三)「20」 - 別表六の二(十六)「12」 - 別 表六の二(十七)「11」 - (別表六の二(十八)付表三 「12」 + 「15」) - 別表六の二(二十)「19」 - 別表六 の二(二十一)「20」 - 別表六の二(二十二)付表 「6」 - 別表六の二(二十三)付表「6」 - 別表六の 二(二十四)「16」 - 別表六の二(二十五)「25」 - 別 表六の二(二十六)「11」)	27		
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15					
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と した 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と して 帰 せ ら れ る 金 額	16		住 民 税 額 (24) 又は ((26) 又は (27)) の い ず れ か 多 い 金 額) × (16.3% 又は 10.4%)	特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × 20%	29
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と した 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と して 帰 せ ら れ る 金 額	17					
	住 民 税 額 (33)	18		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24) 又は (30) の い ず れ か 多 い 金 額) × (16.3% 又は 10.4%)	31		
	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	19		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (29) 又は (31) の い ず れ か 少 ない 金 額	32		
	法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20		基 準 個 別 留 保 金 額 (21) - (22)	23		
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21	住 民 税 額 (28) - (32)	33				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22						